

第1号議案

臨時代理の承認について

(群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

平成29年4月17日

群馬県教育委員会
教育長 笠原 寛

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部 を改正する規則の概要

1. 改正の概要

平成28年人事委員会報告に基づき、仕事と家庭の両立支援推進のための所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

長期の介護休暇を取得した職員の復職時の号給調整において、休暇を取得したことによる不利益が生じない取扱いとなるよう休職期間等調整換算表を改正する。

3. 施行期日

平成29年4月1日（ただし、その他文言修正は公布日）

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「当該初任給として受けるべき」を「上位の」に改め、同条第二項中「上位」の下に「の号給」を加える。

第二十九条第一項中「及び復職等の日」を「、復職等の日」に、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

別表第九 1 大学卒の部 5 大学専攻科卒の項(2)中「独立行政法人水産大学校（旧水産大学校卒）」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校）」に改め、同部 6 大学四卒の項(5)中「独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構）」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。」に改め、同項(9)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改める。

別表第十一 備考 5 第三号中「大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。以下この号において同じ。）」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改め、同表備考 5 第四号及び第五号中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第十六中

大学院修学休業の期間

を

大学院修学休業の期間

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）以下この表において「勤務時間条例」という。）第十六条の規定による介護休暇の期間

に、

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）第十六条の規定による介護休暇又は同条例第十七条の規定による無給休暇の期間

1/2 以下

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休職（通勤による災害に係るものを除く。）の期間

1/2 以下

を

分限条例第一条の二の規定による休職（原因である災害が

1/2 以下

公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。の期間

勤務時間条例第十七条の規定による無給休暇の期間	1/2以下
法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	
分限条例第一条の二の規定による休職（原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間	1/3以下

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十八条及び第二十九条第一項並びに別表第九及び別表第十一の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の介護休暇（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）第十六条に規定する介護休暇をいう。）の期間に係る群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第十六に規定する換算率については、改正後の同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正後	改正前
<p>(上位資格の取得等の場合の号給の決定)</p> <p>第二十八条 学校職員が新たに学校職員となつたものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至つたときは、その者の号給を<u>上位の</u>号給に決定することができる。</p> <p>2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を<u>上位の号給</u>に決定することができる。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第二十九条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた学校職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第四号）第二条第一項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第六号）第二条第一項の規定により派遣された学校職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）から復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた学校職員が再び勤務するに至つた場合において、他の学校職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣職員の派遣の期間、大学院修学休業の休業期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第十六）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日（以下「復職等の日」という。）、<u>復職等の日</u>後における最初の昇給日又はその<u>次の昇給日</u>に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上位資格の取得等の場合の号給の決定)</p> <p>第二十八条 学校職員が新たに学校職員となつたものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至つたときは、その者の号給を<u>当該初任給として受けるべき</u>号給に決定することができる。</p> <p>2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を上位<u> </u>に決定することができる。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第二十九条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた学校職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第四号）第二条第一項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第六号）第二条第一項の規定により派遣された学校職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）から復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた学校職員が再び勤務するに至つた場合において、他の学校職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣職員の派遣の期間、大学院修学休業の休業期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第十六）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日（以下「復職等の日」という。）<u>及び復職等の日</u>後における最初の昇給日又はその<u>いずれかの日</u>に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後			改正前		
別表第九（第五条、第十条関係） 学歴免許等資格区分表			別表第九（第五、第十条関係） 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一～四	(略)	1 大学卒	一～四	(略)
	五 大学専攻科卒	(1) (略) (2) <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。）専攻科（「大学四卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）の卒業</u> (3) (略)		五 大学専攻科卒	(1) (略) (2) <u>独立行政法人水産大学校（旧水産大学校卒</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> を含む。以下同じ。）専攻科（「大学四卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）の卒業 (3) (略)
	六 大学四卒	(1)～(4) (略) (5) <u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ）からの学士の学位の取得</u> (6)～(8) (略) (9) <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校三卒」を入学資格とする四年制のものに限る。）の卒業</u> (10)～(23) (略)		六 大学四卒	(1)～(4) (略) (5) <u>独立行政法人大学評価・学位授与機構</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> からの学士の学位の取得 (6)～(8) (略) (9) <u>独立行政法人水産大学校</u> <u>_____</u> <u>_____</u> （「高校三卒」を入学資格とする四年制のものに限る。）の卒業 (10)～(23) (略)
2～4 (略)	(略)	(略)	2～4 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

改正後	改正前
<p>別表第十一（第七条、第十一条関係） 修学年数調整表（略）</p> <p>備考</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 次に掲げる学校職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程二年制に相当する単位を三年間に修得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</u>から学士の学位を授与された者を除く。）</p> <p>四 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者（<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</u>から学士の学位を授与された者を除く。）</p> <p>五 学校教育法による高等専門学校^二の二年制の専攻科の卒業者（<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</u>から学士の学位を授与された者を除く。）</p> <p>六～九（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>別表第十一（第七条、第十一条関係） 修学年数調整表（略）</p> <p>備考</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 次に掲げる学校職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程二年制に相当する単位を三年間に修得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（<u>大学評価・学位授与機構</u>（旧学位授与機構を含む。以下この号において同じ。）から学士の学位を授与された者を除く。）</p> <p>四 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者（<u>大学評価・学位授与機構</u>から学士の学位を授与された者を除く。）</p> <p>五 学校教育法による高等専門学校^二の二年制の専攻科の卒業者（<u>大学評価・学位授与機構</u>から学士の学位を授与された者を除く。）</p> <p>六～九（略）</p> <p>6（略）</p>

改正後		改正前	
別表第十六（第二十九条関係） 休職期間等調整換算表		別表第十六（第二十九条関係） 休職期間等調整換算表	
休職等の期間	換算率	休職等の期間	換算率
(略)	3 / 3 以下	(略)	3 / 3 以下
<u>大学院修学休業の期間</u>		<u>大学院修学休業の期間</u>	
<u>群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号。以下この表において「勤務時間条例」という。）第十六条の規定による介護休暇の期間</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>勤務時間条例第十七条の規定による無給休暇の期間</u>	1 / 2 以下	<u>群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）第十六条の規定による介護休暇又は同条例第十七条の規定による無給休暇の期間</u>	1 / 2 以下
法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間		法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 2 以下
分限条例第一条の二の規定による休職（原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間	<u>1 / 3</u> 以下	分限条例第一条の二の規定による休職（原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間	<u>1 / 2</u> 以下
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	